



税金

市税の主なもの

問 財務部税務課(本庁舎)

市民税係 ☎32-2510 保険税係 ☎32-2510 資産税係 ☎32-2767

収納課(本庁舎) ☎32-2518

種類	納税義務者	備考
市県民税	●1月1日現在、市内に住所がある方 ●1月1日現在、市内に事務所・事業所または家屋敷を所有する方で、市内に住所がない方	税額は、前年の所得・控除に応じて算出されます。毎年3月15日までに市県民税の申告書を提出してください。ただし年末調整済のサラリーマンや公的年金のみの方で、医療費控除等の申告が必要ない方、所得税の確定申告をした方は、申告の必要はありません。
固定資産税	●1月1日現在、市内に土地、家屋、事業用償却資産を所有する方	課税決定後に土地・家屋価格等帳簿の縦覧期間(毎年4月1日から第1期納期限まで)があります。また、同期間は所有する資産の課税台帳を無料で閲覧できます。
軽自動車税	●4月1日現在、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車(農耕作業用を含む)を所有する方	原動機付自転車、小型特殊自動車の所有者となったときは、その日から15日以内に、所有者でなくなったときは、その日から30日以内に申告してください。

■たばこは市内でお買い求めください。

※たばこ販売数に応じた金額が、たばこ税として市の収入となります。

市県民税の納期

①普通徴収(納付書・口座振替による納付)

期別	納期
第1期	6月末日
第2期	8月末日
第3期	10月末日
第4期	12月末日

※末日が休日の場合は、翌金融機関営業日となります。

②特別徴収(天引による納付)

●給与からの天引

月割額を翌月10日までに給与支払者が納付

●公的年金からの天引

徴収額を年金支払月の翌月10日までに年金保険者が納付

固定資産税の納期

期別	納期
第1期	5月末日
第2期	7月末日
第3期	9月末日
第4期	11月末日
第5期	1月末日

※末日が休日の場合は、翌金融機関営業日となります。

軽自動車税の納期

期別	納期
全期	5月末日

※末日が休日の場合は、翌金融機関営業日となります。

— 広 告 —

確定申告・相続・事業承継等
お気軽にご相談下さい

中小企業のビジネスドクター

飼田一之
税理士事務所

かい た かず ゆき

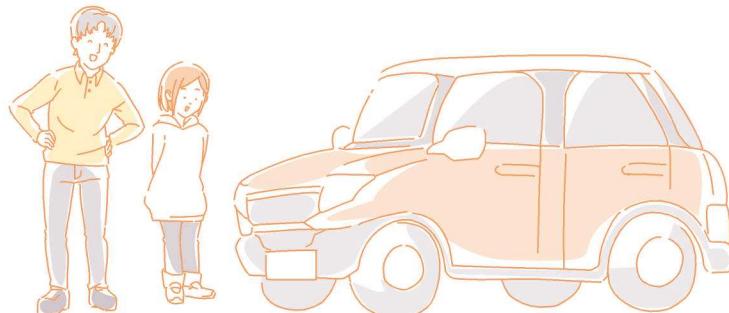
税理士 飼田一之

横手市朝倉町 6-8

☎ 0182-32-7005

FAX 0182-32-7034

kaita-kazuyuki@tkcnf.or.jp



納税

市税等の納付方法

給与(年金)からの特別徴収・口座振替以外の場合は、納付書が郵送されますので、納付期限日までに金融機関、コンビニ、市役所収納課、各地域局市民サービス課で納付してください。また、納付書に印刷されているバーコード、二次元コードを使用してのキャッシュレス納付も可能です。

納付書を紛失した場合は、再発行しますのでお問い合わせください。



市税等の口座振替

市税等の納付は、安心・安全・確実な口座振替が便利です。一度手続きすると、ご指定の口座から自動的に納付できます。申し込みは随時受付していますが、口座振替の開始までは半月ほど時間がかかります。なお、口座から引き落としうけなかった場合は、『口座振替不能通知書』と一緒に納付書が発送されます。また、再振替は行っていませんのでご了承ください。

対象となる市税等	・市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料※法人市民税は対象外※特別徴収(給与・年金引き)は対象外
利用できる金融機関	・北都銀行・秋田銀行・北日本銀行・秋田信用金庫・羽後信用金庫・東北労働金庫・秋田ふるさと農業協同組合・ゆうちょ銀行(郵便局)
申込方法	申込用紙は、市内の各金融機関または市役所収納課、各地域局市民サービス課にありますので、『預金通帳』、『預金通帳の届出印』、『市税等の納付書』をご持参のうえ手続きをしてください。 ※来庁できない場合は、申込用紙を送付しますので、市役所収納課までご連絡ください。

納税相談のお知らせ

災害や病気などの特別な事情により納付が困難な場合は、分納や延納ができるケースもあります。また、各種減免制度もありますのでご相談ください。

市税を滞納すると

市税等を定められた納付期限日までに納付しないと滞納となり、20日以内に督促状が発送されます。また、納付が遅くなると本税のほか延滞金も納付していただきます。さらに滞納したままの状態が続くと、給与・預貯金・不動産などの財産差押え等の滞納処分を行い、未納となっている市税等に充当します。

市税等を滞納すると延滞金が加算されます

市税等を納期限まで納めない場合は、特例基準割合に年7.3%を加算した割合で延滞金が加算されます。(納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、特例基準割合に年1%を加算した割合が適用されます。)

※納税相談および納税に関するお問い合わせは、収納課、各地域局窓口で受け付けています。お気軽に下記までご連絡ください。

納税に関するお問い合わせ

問 財務部収納課(本庁舎) ☎32-2518

各地域局市民サービス課(横手地域局は収納課へ)

増田地域局	☎45-5513	平鹿地域局	☎24-1113
雄物川地域局	☎22-2156	大森地域局	☎26-2115
十文字地域局	☎42-5114	山内地域局	☎53-2932
大雄地域局	☎52-3905		



税金

国税・県税

私たちが納める税金には、市税のほかに国税と県税があります。

○国税

国税の種類は、①所得税、②法人税、③消費税、④相続税、⑤贈与税など

▶国税の申告や相談は

横手税務署(旭川一丁目5-8) ☎32-6090

○県税

県税の種類は、①県民税、②事業税、③不動産取得税、④自動車税、⑤地方消費税など

▶県税の申告や相談は

秋田県総合県税事務所平鹿支所
(旭川一丁目3-41) ☎32-0595

